応募資格審査基準

《大和川右岸水防事務組合情報システム運用業務委託(長期継続)》

参加申請書の提出者の資格審査基準は、以下のとおりとする。

審査項目	審査の着眼点	審査基準		備考
参加申請者の経験及び能力	資格要件	①	地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。	
		②	公募型プロポーザル参加申請時において、競争入札参加停止措置要綱に基づく指名停止措置及び契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。	
		③	公募型プロポーザル参加申請時において、会社再生法に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされたものでないこと。	
		④	直近1事業年度の本店所在地の市町村民税(東京都の場合は法人都民税)、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税を完納していること。	
		⑤	適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。	
		⑥	平成28年度以降に、国及び地方公共団体の情報システム構築等の業務の履行した実績を有していること。(共同企業体により参加する場合は、代表者または構成員により実績を有していること)	
		⑦	2つ以上の事業者が共同事業体を結成して申請する場合は上記①から⑤の条件を満たす事業者同士の場合とし、かつ、以下の要件も満たさなければならない。 ア　構成員は共同事業体の代表者となる事業者を決め、代表者は全体の意思決定、管理運営等に全ての責任を持つこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任の持つことのできる事業者とすること。 イ　参加申請以後における、代表者及び構成員の変更は原則として認めない。 ウ　代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。 エ　参加申請時に共同事業体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。 オ　単独で参加した事業者は、共同事業体の構成員となることはできない。 カ　各構成員は、複数の共同事業体の構成員となることはできない。	